

平成19年4月27日

## ご 報 告 書

お客様 各位

京都エレベータ株式会社  
代表取締役 岩島 伸二

### オーチス社製エレベーターのメインロープ破断事故に関する弊社の見解

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日新聞報道がございました本年4月4日（日）東京都港区の六本木ヒルズで発生したエレベーター機械室における火災発生事故につきまして、その原因がメインロープのストランド破断であった事が判明いたしました。現在、破断の事故原因はオーチス社や昇降機安全センターにて調査中ですが、まだ原因の特定には至っていない状況です。しかし、国土交通省は3月中旬にオーチス社が定期検査を実施しているのにロープの破断を見逃したと判断し、同社に対して同社製全エレベーターの緊急点検を指示しました。

エレベーターのメインロープは、建築基準法 施行令 第129条の4（エレベーターの構造上主要な部分）の項目で厳しくその安全性が規定され、ロープに関してもJIS規格でエレベーター用ロープとして規定されたものを使用することが義務付けられています。また年に1回実施を義務付けられている定期検査に於いてもJIS A4302でその検査方法も決まっています。弊社でもこれに従い定期検査資格者が検査を実施しています。

どのメーカーのエレベーターもそのように製造されております。エレベーターの保守点検を主要業務とする弊社といたしましては、定期点検と年1回の法定検査（建築基準法第12条）において、これらを含む全ての安全装置の動作確認を適切に実施しております。弊社が、メンテナンスを担当していますエレベーターでは今回の様な事故事例はなく、今後も発生する可能性はないものと認識しております。

まだ、原因の特定は出来ておりませんが、エレベーターに携わっている弊社といたしましては、今回の事故は他社事では済まされない重大な事故と受け止めています。一刻も早い対応をすべきと考え、再度の安全を確認するため本日より全現場において、早急にメインロープ関係の詳細な点検を重点作業として実施し点検結果を報告するよう指示を出しました。

なお、原因が特定され次第、行政機関の指導ならびに、メーカーとも連絡を取りながら改めて対処を実施する所存でございます。

今回の事故で、ご心配のこととは存じ上げますが、弊社では定期点検ならびに法定検査を今後も確実に実施し、安心してエレベーターを利用出来るよう全力で努めて参りますので、ご安心いただきますように切にお願い申し上げます。

敬具

追伸

オーチス社が報道各社に提出しました事故報告書を添付いたします。